

新型コロナウイルス感染症 に係る予防接種実施計画

[策定] 令和3年4月1日 宮城県七ヶ浜町（令和4年9月20日 全面改訂）

[更新] 令和4年10月27日

※下線部分が更新箇所

目次

4	・ 目的
5	・ 予防接種の実施可能時期及び予防接種の効率的な運用 <u>「一部更新」</u>
6	・ 実施期間及び対象者等 <u>「一部更新」</u>
7	・ 接種実施場所 <u>「一部更新」</u>
8	・ 予防接種の実施フロー <u>「一部更新」</u>
9	・ 予防接種の予約方法
10	・ 従来株ワクチン集団接種の会場等及び実施手順等 <u>「一部更新」</u>
11	・ 乳幼児個別接種の会場等及び実施手順等 <u>「新規追加」</u>
12	・ 小児個別接種の会場等及び実施手順等
13	・ オミクロン株対応ワクチン個別接種の会場等及び実施手順等
14	・ オミクロン株対応集団接種の会場等及び実施手順等 <u>「一部更新」</u>

3

目次

15	・オミクロン株対応ワクチン接種対象者（見込）
16	・オミクロン株対応ワクチン集団接種の接種日割り当てについて
17	・オミクロン株対応ワクチン集団接種スケジュール <u>「一部更新」</u>
18	・オミクロン株対応ワクチン集団接種における医療従事者の確保
19	・エッセンシャルワーカーに対するオミクロン株対応ワクチン接種について
20	・仙台市などを会場とした大規模接種の予約受付について
21	・コールセンターの役割
22	・安全性の確保
23	・予防接種組織体制
24	・集団接種会場レイアウト

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

4

目的

- 本計画は、予防接種法第29条の規定により第一号法定受託事務とされている新型コロナワクチンに係る臨時接種に基づく本町の事務に関し、新型コロナワクチンの接種(以下、「予防接種」と表記)を円滑に行うことを目的として、必要な作業内容と手順、作業に必要な資源等について定める。
- 本計画は、作成時点での内容であり、今後、予防接種に関し詳細内容の決定や追加等があった場合は、随時更新する。
- 本計画は、従来株ワクチンによる3回目及び4回目接種に関する内容等を除き、従来株ワクチンによる初回接種、乳幼児接種、小児接種及びオミクロン株対応ワクチン接種の内容とする。
- 本計画に定めるもののほか、予防接種に関し必要な事項は、別に定める。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

5

予防接種の実施可能時期及び予防接種の効率的な運用 [一部更新]

1) 予防接種の実施可能時期

- 従来株によるワクチン接種
ファイザー社製ワクチンの場合、接種間隔は20日、武田／モデルナ社製ワクチンに場合は4週の間隔をおいて2回接種を行う。
- 乳幼児接種
20日の間隔をおいて2回接種を行う。2回目接種から55日の間隔をおいて3回目接種を行う。
- 小児接種
20日の間隔をおいて2回接種を行う。また、2回目接種から5ヵ月以上経過した日以降に3回目接種できる
- オミクロン株対応ワクチン接種
従来株による直近の接種から5ヵ月以上経過した日以降に接種できる。

2) 予防接種の効率的な運用

- 予定していた接種者が接種できないなどの理由によりワクチン接種回数の調整が必要な場合には、接種が可能な方のうち接種に協力できる方に対し予約の変更を依頼するなど、効率的な運用に努める。
- 予約受付状況により、予防接種を実施しない日時や接種回数を変更することができる。
- その他、予防接種の効率的な運用に関する具体的な手順等は、別に定める。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

6

実施期間及び対象者等 [一部更新]

接種種類	対象者	対応方針	実施期間
従来株ワクチンによる初回接種	12歳以上の者	集団接種	<u>令和4年11月1日から令和4年11月30日まで</u>
乳幼児接種	<u>生後6ヶ月以上4歳以下の者</u>	個別接種	<u>令和4年11月2日から令和5年3月31日まで</u>
小児接種	5歳以上11歳以下の者	個別接種	令和4年3月9日から令和5年3月31日まで
オミクロン株対応ワクチン接種	初回接種を完了した12歳以上の者	集団接種	<u>令和4年9月23日から令和4年12月23日まで</u>
		個別接種	令和4年10月6日から令和5年3月31日まで

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

7

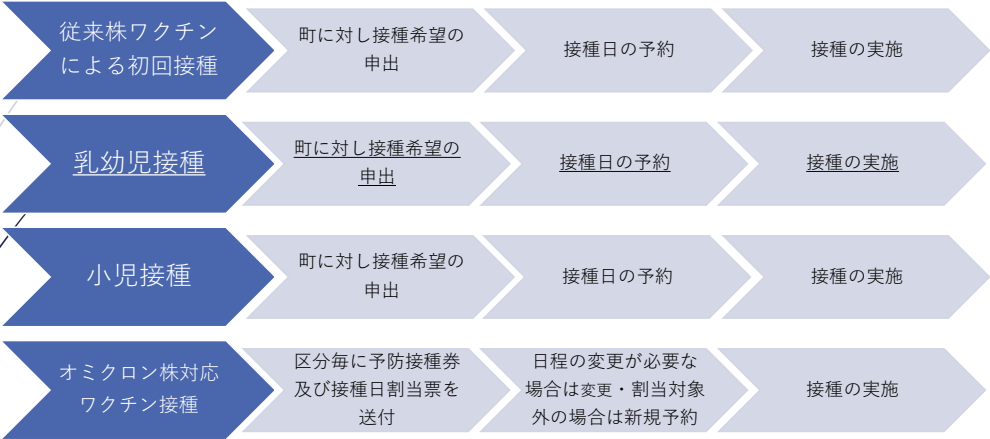
接種実施場所 [一部更新]

接種種類	対応方針	接種場所
従来株ワクチンによる初回接種	集団	七ヶ浜町武道館
乳幼児接種 小児接種	個別	坂総合病院（塩竈市錦町16-5）
		赤石病院（塩竈市立花町22-42）
オミクロン株対応ワクチン接種	集団	七ヶ浜町武道館
	個別	坂総合病院（塩竈市錦町16-5）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

8

予防接種の実施フロー [一部更新]



新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

9

予防接種の予約方法

予約方法	集団接種	個別接種	予約概要	会場・連絡先	時間
窓口予約	○	○	健康福祉課窓口での予約	健康福祉課	8時30分～17時15分 (ただし、土日祝日を除く)
電話予約	○	○	役場での窓口及び電話予約	健康福祉課 0120-005676	8時30分～17時15分 (ただし、土日祝日を除く)
オンライン予約	○	×	インターネットを利用した予約	町ウェブサイトの特設サイトより	24時間 (メンテナンス停止あり)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

10

従来株ワクチン集団接種の会場等及び実施手順等 【一部更新】

1)個別接種会場及び接種期間

- セヶ浜町武道館(セヶ浜町吉田浜字野山5-9 生涯学習センター内)を会場とした集団接種を実施する。
- 接種期間 令和4年11月1日から令和4年11月30日までの間で町が指定する日 (1日あたりの接種可能上限あり)
- その他詳細は町が別に定める。

2)個別接種の実施手順等

- 接種の予約方法は、「9 予防接種の予約方法」とする。
- 使用するワクチンは、従来株ファイザー社又はモデルナ社とする。
- 16歳未満の接種は、原則。保護者の同伴を必要とする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

11

乳幼児個別接種の会場等及び実施手順等 [新規追加]

1)個別接種会場及び接種期間

- 坂総合病院（塩竈市錦町16-5）
- 赤石病院（塩竈市立花町22-42）
- 接種期間 令和4年11月2日から令和5年3月31日までの間で町が指定する日（1日あたりの接種可能上限あり）
- その他詳細は町が別に定める。

2)個別接種の実施手順等

- 接種の予約方法は、「9 予防接種の予約方法」とする。
- 使用するワクチンは、乳幼児用ファイザー社ワクチンとする。
- 原則、保護者の同伴を必要とするものとする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

12

小児個別接種の会場等及び実施手順等

1)個別接種会場及び接種期間

- 坂総合病院（塩竈市錦町16-5）
- 赤石病院（塩竈市立花町22-42）
- 接種期間 令和4年3月9日から令和5年3月31日までの間で町が指定する日（1日あたりの接種可能上限あり）
- その他詳細は町が別に定める。

2)個別接種の実施手順等

- 接種の予約方法は、「9 予防接種の予約方法」とする。
- 使用するワクチンは、小児用ファイザー社ワクチンとする。
- 原則、保護者の同伴を必要とするものとする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

13

オミクロン株対応ワクチン個別接種 の会場等及び実施手順等

1)個別接種会場及び接種日等

- 坂総合病院（塩竈市錦町16-5）
- 令和4年10月6日から令和5年3月31日までの間で町が指定する日（1日あたりの接種可能上限あり）
- その他詳細は町が別に定める。

2)個別接種の実施手順等

- 接種の予約方法は、「9 予防接種の予約方法」とする。
- 使用するワクチンは、オミクロン株対応ファイザー社及びモデルナ社とする。
- 16歳未満の接種は、原則、保護者の同伴を必要とする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

14

オミクロン株対応ワクチン集団接種 会場等及び実施手順等〔一部更新〕

1)集団接種会場及び接種日等

- セービング道館(セービング町吉田浜字野山5-9 生涯学習センター内)を会場とした集団接種を実施する。
- 接種期間 令和4年9月23日から令和4年12月23日まで
- 上記期間中、原則、水曜日及び金曜日から日曜日に接種を実施する。
- 特に記載がない限り、1日あたりの接種開始時間は4回とし、次のとおり設定する。
- (1) 9時30分 (2) 10時30分
- (3) 13時30分 (4) 14時30分

2)集団接種の実施手順等

- 町による接種日の割り当てまたは新規に予約受付を行い、変更を含む予約完了後に予防接種を実施する。
- 接種の予約方法は、「9 予防接種の予約方法」とする。
- 接種は、接種日時を指定して行う。
- 特に記載のない限り、1日あたりの接種回数の上限を252回とする。
- 使用するワクチンは、オミクロン株対応ファイザー社又はモデルナ社とする。
- 16歳未満の接種は、原則、保護者の同伴を必要とする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

15

オミクロン株対応ワクチン接種対象者（見込）

- 初回接種を完了した12歳以上の者
- すでに接種券を送付している者を除き、接種可能日の1か月前を目安に順次予防接種券等を送付する。

初回接種 完了月	接種完了区分			
	3回目対象 (初回完了者)	4回目対象 (3回完了者)	5回目対象 (4回完了者)	合計
R4年4月以前	-	4,150	-	4,150
R4年5月	1,889	2,728	-	4,617
R4年6月	20	2,303	42	2,365
R4年7月	5	120	501	626
R4年8月	-	-	848	848
R4年9月	-	-	3,123	3,123
合計	1,914	9,301	4,514	15,729

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

16

オミクロン株対応ワクチン接種の接種日割り当てについて

- オミクロン株対応ワクチンは、予約の混乱を避けるため、直近の従来株ワクチン接種を町集団接種会場で実施した60歳以上の者については、当該接種完了順番に接種日を町が割り当てる。
- 割り当てられた日の都合が悪い場合は、所定の手続きにより接種日を変更できる。
- 割り当て同一日で設定時間のみ都合が悪い場合は、変更の手続きを行わずに接種できる。なお、予め町に対し時間変更する旨、電話等で申し出るものとする。
- 割当日の変更方法は、「9 予防接種の予約方法」とする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

17

オミクロン株対応ワクチン集団接種スケジュール [一部更新]

■ ワクチンの供給状況により、接種上限又は接種日数が変更になる場合がある。

実施月	ワクチン	開始	終了	1日あたり 接種上限	実施 日数
R4年9月	ファイザー	R4年9月23日	R4年9月30日	252回	4日
R4年10月		R4年10月1日	R4年10月30日	252回	18日
R4年11月		R4年11月2日	R4年11月30日	252回	17日
R4年12月		R4年12月1日	<u>R4年12月23日</u>	252回	13日

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

18

オミクロン株対応ワクチン集団接種における 医療従事者の確保

- 公益社団法人宮城県塩釜医師会に対し、医師と看護師の派遣を依頼する。なお、必要により、別に看護師等を確保する場合がある。
- 1日に接種する回数や人数は、医師及び看護師の派遣状況を踏まえ、個々の予防接種が時間的余裕を持って行われるよう配慮する。
- 従事する医師は1名とし、看護師は5～8名とする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

19

エッセンシャルワーカーに対するオミクロン株対応ワクチン接種について

- 社会機能を維持するために必要な事業の従事者（以下、「エッセンシャルワーカー」とする。）に対し、優先的に町集団接種会場においてオミクロン株対応ワクチン接種を優先的に実施できる。
- エッセンシャルワーカーは、下記とする。
小中学校教職員、放課後児童クラブ支援員、保育士、幼稚園教諭、社会福祉協議会、高齢者施設従事者、障害者施設従事者、その他町長が必要と認める者
- 町内事業所等に勤務する町外在住のエッセンシャルワーカーについては、住所地外接種届の提出を省略できる。
- その他、必要な事項については、別に定める。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

20

仙台市などを会場とした大規模接種の予約受付について

- 本町で実施する集団接種のほか、仙台市などを会場とした大規模接種について、他自治体の接種が可能であり、かつ、住民が接種を希望する場合は、指定された期日並びに予約方法により、住民自身により直接必要な手続きを行うものとする。
- 使用するワクチンの種類や接種間隔、接種可能な日、その他接種に関する必要な事項などは実施主体により決定された内容に基づく。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

21

コールセンターの役割分担

区分	名称	相談受付内容	連絡先
国	厚生労働省コロナワクチンコールセンター	ワクチンの安全性・有効性などに関すること	0120-761770 (9時～21時)
県	新型コロナウイルス感染症に関する受診・相談センター	ワクチンの副反応などに関すること	022-398-9211 (24時間受付)
町	健康福祉課窓口	予防接種の電話及び窓口予約受付(予防接種券送付者のみ)	0120-005676 (8時30分～17時15分) 土日祝日を除く

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

22

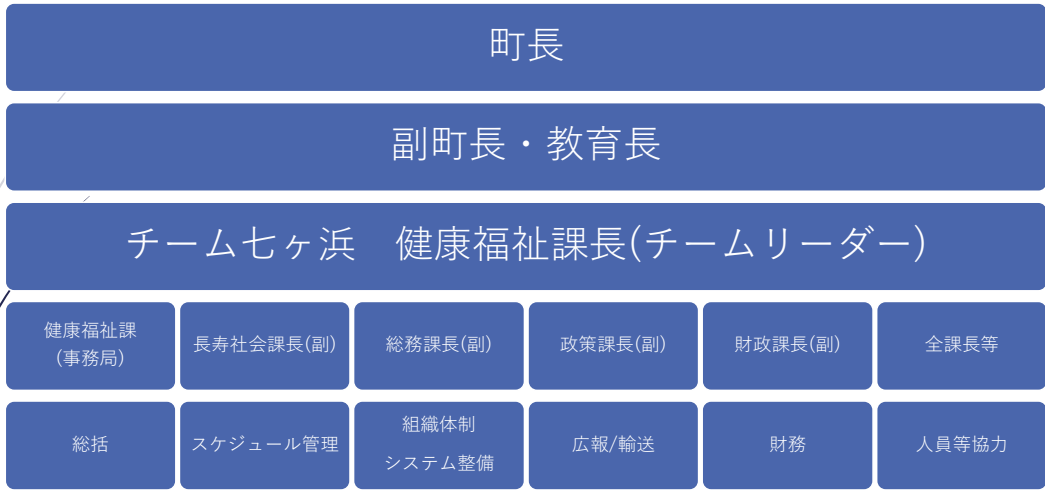
安全性の確保

No.	項目	方針
1	予防接種券・予診票の送付	予防接種対象者に対し、予め郵送により本人が特定できる予防接種券と予診票を送付する。
2	対象者の本人確認	予防接種券と予診票を用い、口頭や本人が特定できる書類などにより対象者本人であることを確認する。
3	接種不適当者及び予防接種注意者の確認	接種受付時及び予診票による確認時に、接種不適当者または予防接種注意者に該当するかどうかを確認する。
4	副反応等に関する説明および同意	予診の際に、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こりえる副反応やまれに生じる副反応、予防接種健康被害救済制度について、新型コロナワクチン接種対象者などにその内容が理解できるよう適切な説明を行うほか、予防接種の際に、文書により同意を得た場合に限り接種を行う。
5	接種歴の確認	受付担当職員及び医師は、持参した予防接種済証などにより接種歴の確認を行い、接種間隔やワクチンの種類などの確認を行う。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

23

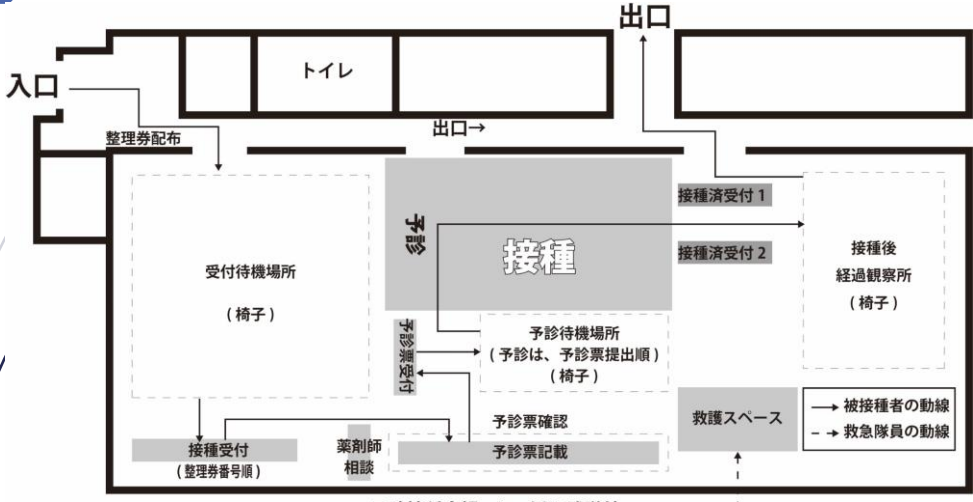
予防接種組織体制



新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画

24

集団接種会場レイアウト



新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画